

## 那覇地方裁判所委員会（第16回）議事概要

### 1 開催日時等

(1) 日時 平成23年5月23日（月）午後2時から午後4時まで

(2) 場所 那覇地方裁判所大会議室

(2) 出席者（委員は五十音順）

（委員）大城 公，大城真也，木村元昭（委員長），米須清光，鈴木秀行，  
高良鉄美，當銘正彦，平田直人，松原敏夫（平光信隆代理），  
諸見里 明

（参列者）事務局長，事務局次長，民事首席書記官，刑事首席書記官

（庶務）総務課長

### 2 議事日程

(1) 開会

(2) 委員長挨拶

(3) 新任委員の挨拶

諸見里委員

(4) 意見交換

議題 裁判員裁判について

(5) 次回期日・テーマ

期日 平成23年10月31日（月）午後2時から午後4時まで

テーマ 民事調停制度とADR

### 3 意見交換の概要

（議題）裁判員裁判について

※ 意見交換に先立ち，那覇地方裁判所刑事部裁判官である鈴木委員から，裁

判員裁判の現状，事例紹介，裁判員経験者の感想及び裁判員裁判の今後の課題について説明を行った。

- 那覇地裁では，以前からの傾向として殺人事件（未遂を含む。）が多いように感じます。裁判員制度は一般市民の方が参加するため，犯罪の予防・抑止効果も生じ，凶悪犯罪が減っていくのではないかと考えていたのですが，そうでもないように思います。
- 飲酒の上で殺人（未遂を含む。）事件を引き起こすケースが多いようです。裁判員制度の犯罪予防・抑止効果については，裁判員経験者からも同様の感想が出されていましたが，その意味での制度の浸透は，まだ生じていないのかもしれない。
- 那覇地裁では，全国に比べて，公判前整理手続や審理の期間が短いようですが，何か理由があるのでしょうか。
- 基本的には，検察官及び弁護人の協力によるところが大きいといえます。これまで検察官は，弁護人から開示請求のあった証拠についてのみ開示していましたが，要件に該当すれば，請求証拠以外でも任意に提出することに運用を変更し，積極的に証拠開示が行われていることも理由の一つです。裁判所としても，証拠開示請求手続を，証拠の請求・認否や事実主張を検討することと平行して行うように工夫しており，これらが順調に実施できているため，公判前整理手続や審理が短期間で実施できていると思います。

証拠開示請求手続については，法曹三者（検察官・弁護人・裁判所）の意見交換会で問題点を洗い出し，改善してはどうだろうかということで議論しました。公判前整理手続が長期化して，起訴から判決まで長期間を要するということは，身柄拘束を受けている被告人にとってはたまらないことですので，これを短縮化することは，被告人及びその利益を守る弁護人にとっても良いことであり，裁判所・検察庁においても迅速・適正な事件処理を行うためのよいこと

であると考えています。

- 私が担当した事件でも、お互いに協力し、どうすれば円滑かつ迅速に審理を進められるかということを考えて取り組みました。
- 公判前整理手続の長期化をどのようにして短縮させるかという点では、最高検察庁の方針により証拠開示を積極的に行っており、請求が予想される証拠については、罪証隠滅のおそれやプライバシーに関する事など、特に支障のない限り、任意に開示することになっています。
- 審理における説明の分かりやすさという点で、アンケート結果では検察官の方が分かりやすいということですが、その点はいかがでしょうか。
- 検察官は、組織的な対応が行われていることもあって、分かりやすいという評価だと思います。弁護人については、那覇地裁の場合、裁判員経験者の意見交換会での評判もよく、弁護人の説明の分かりやすさも評価されているように思います。
- 弁護士の中では、裁判員制度施行前に勉強会を実施し、制度施行後も情報交換を行っていますが、検察庁とは違い、集まって検討する機会は少ない状況にあります。多くの弁護士が裁判員裁判を経験しつつありますが、経験を重ねて良くなっていくという点からすると、検察官に比べ、経験面は少し足りないと思います。
- 出席率が低いことについて大変残念に思っています。裁判員を経験された方の話を聞くと、参加する前は「やりたくない」という気持ちであったのが、参加後には「非常に良かった」という感想が述べられておりますので、このことを多くの皆さんに知っていただきたいと思っています。

出席率の向上について、何か工夫を要することなど、御意見はございませんか。

- 出席率が悪いことの原因分析は行っているのでしょうか。
- 遠距離にある離島を抱え、交通の便が悪い・交通手段が整備されていな

いことも原因の一つであると思います。また、経済的な理由から、裁判員裁判に参加できる状況にないということや、そもそも、参加したくないという関心の低さもあるのではないかと思います。

- 「やりたくない」ということが、大きな原因ではないでしょうか。
- その御意見は原因分析に大変参考となります。これをどう改善するかという点では、やはり県民の方々へのアナウンスが重要・必要になってきますし、裁判員経験者からの口コミの効果も大きいのではないかと考えています。
- 呼出状を送付する際に、アンケート集計結果を同封するという方法はいかがでしょうか。実際に参加した方の多くは「経験してよかった」との感想を示しているのです、そのことを一目見て分かるようなグラフ等で示してはいかがでしょうか。
- アンケート結果等、経験者の声を伝えるのは効果的だと思います。
- アンケートの結果では、裁判員経験者は概ね「参加してよかった」との感想を述べているようですが、裁判員制度そのものに対して、今後も市民が参加し、続けた方がよいかどうかという意見を聞くべきではないでしょうか。
- 今すぐにどうこうではなく、もう少し皆さんが参加して経験してみて良いか悪いかを決めていくべきではないかという意見もあります。
- 貴重な体験としての積極的な評価と、裁判そのものに市民が参加していくことに対する考え方というのは別だと思います。
- 一般の方々には初めての経験であり、これでよかったのかと思っている方が多いと思います。裁判官だけの場合も、どのように市民に受け取られるかという意識を持って行っていました。裁判員裁判に参加していただいて、多くの方と議論しながら結論を出すということで、落ち着きのある、良い結論が出ていると思います。
- 審理内容について、多くの方が「理解しやすい」という感想を示しているに

もかわらず、「弁護人の説明は分かりづらい」と答えているのは、弁護人の説明に対して戸惑いがあるのではないのでしょうか。

- 長い文書を延々と読み上げている場合などは「聞いていて分かりにくかった」、「箇条書きで分かりやすく見せてもらった方が理解しやすい」という意見はありましたが、「全く何を言っているか分からない」という意見はありませんでした。制度に関する疑問の声もありましたが、予想以上に少ないという印象があります。
- 検察官も、審理の核心は何かという点から、なるべく簡単な証拠とするよう努力しています。
- 裁判員の皆さんに、時系列でイメージが湧くようにし、その場で見て分かるようにするため、パワーポイントを使用するかどうか等に気を配っています。難しい事件であれば、準備はかなり大変だと思います。

ただ、被告人としては、適正に審理してもらうための時間を確保してもらいたいということもあります。裁判員のことを考えて、短い時間で、見て聞いて分かりやすい審理とする努力は必要だと思いますが、被告人の権利に関わる主張をしっかり行うこととの兼ね合いが難しいと思います。

- 「評議における議論の充実度」について、被告人の権利という点からは十分議論すべきだと思いますが、約70%の方が「十分に議論できた」としている一方で、約20%の方が「分からない」と答えているのはどうしてでしょうか。  
「分からない」という意味は、「3日間又は4日間の審理期間の中で、十分議論できたような気はするが、被告人の権利の面から考えると、大丈夫だろうか」というようなことではないかと思います。審理そのものは理解しやすかったとの感想が多くある一方で、評議における議論の充実度について「分からない」という感想は気になります。
- 評議について「裁判官の意見に多少影響されたような気がする」という意見もありましたが、「本当に自分で決めたのか分からない。誘導されたような気

もする」という趣旨で、全く「意味が分からなかった」ということではないと思います。

- 裁判員裁判を受けた被告人の感想はどうでしょうか。
- 私が担当した事件では、裁判長の配慮もあって、発言しやすい環境を整えていただいたため、謝罪の気持ちや、罪を償うということが言えたので、被告人としても、ある程度納得していると思います。
- 一般的な傾向として、裁判員裁判では罪は重くなっているという報道がありますが、いかがでしょうか。
- わいせつ事案等については、市民の感覚が反映され、重くなっていると思います。